

(一五九一)

九 天正十九年二月 厩橋藩主平岩親吉より前橋八幡宮あて社

領寄進状〔A〕

当地八幡宮御神領、しんりよう任こくほうにまかせやくとりせしめそうろうといえどもニ国法一雖下令ニ役取一候上、御供面少御

寄進分きしん「田畑高辻拾五石、たかつじ并ならびに」寺家・門前共ニ諸役じけもんぜん令めんきよせしめニ免許めんきよせしめ

候、已上いじよう

天正十九 辛卯

平岩 七之助

二月十五日

親ちか吉よし (花押)

八幡別当べつどう

最勝院